	123									442,100	431,300	421,800	418,600	409,900	404,900					
	124									442,700	432,000	422,600	419,400	410,700	405,700					
	125									443,200	432,600	423,200	420,300	411,600	406,500					
	126									443,800	433,300	423,900	421,100	412,400	407,400					
	127									444,400	434,000	424,600	421,900	413,200	408,300					
	128									445,000	434,700	425,300	422,700	414,000	409,200					
	129									445,500	435,300	426,100	423,600	414,900	409,900					
	130										436,000	426,900	424,400	415,700						
	131										436,700	427,700	425,200	416,500						
	132										437,400	428,500	426,000	417,300						
	133										438,000	429,400	426,900	418,200						
	134										438,700	430,200	427,700	419,000						
	135										439,400	431,000	428,500	419,800						
	136										440,100	431,800	429,300	420,600						
	137										440,700	432,500	430,100	421,500						
	138											433,400	430,900	422,300						
	139											434,300	431,700	423,100						
	140											435,200	432,500	423,900						
	141											435,900	433,300	424,700						
	142											436,700	434,100							
	143											437,500	434,900							
	144											438,300	435,700							
	145											439,000	436,500							
再任用職員		—	—	505,400	462,000	447,000	392,000	353,500	335,800	304,700	287,500	281,800	281,600	274,800	273,300	265,100	248,000	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。